

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するため基本的な指針【抜粋】

(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)

【最終改正 令和二年厚生労働省告示第二百十三号】

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二条第二項において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨がと規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

第三 計画の作成に関する事項

一 計画の作成に関する基本的事項

4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。